

顧客紹介に関する協定書

年 月 日

甲：オリックス株式会社

乙：

オリックス株式会社（以下甲という）と●●（以下乙という）は、甲が取り扱う別表 1 記載の取引（以下「本取引」といい、締結される契約を「電気需給契約」という）の見込顧客（以下「見込顧客」という）を乙が甲に対して紹介するにあたり、つぎのとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条 （顧客紹介）

乙は、本取引についての見込顧客を甲に紹介し、甲は、乙から見込顧客の紹介を受ける。なお、乙が、本協定の対象とすることを希望する見込顧客がある場合、甲に事前に通知のうえ、本協定の対象とするか否かを甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

2. 本取引に関する見込顧客への取引説明および見込顧客への条件交渉、諸契約の締結ならびにその履行等に関しては、乙は一切関与せず、これらはすべて甲が顧客との間で行う。なお、甲は甲の裁量により本取引の条件および諾否を決定するものとし、見込顧客との間で本取引を行う義務や成約自体を保証するものではない。

第 2 条 （対価の支払）

甲は前条により、乙から紹介を受け、甲および乙間で本協定の対象とした見込顧客と本取引にかかる電気需給契約が成立し、かつ甲からの供給が開始された場合、別表 2 記載の紹介手数料を別表 3 記載のとおり乙に対して支払うものとする。

第 3 条 （甲以外の他者との提携）

甲は、乙が甲以外の他者と本取引と同様の内容の協定またはそれに準ずる取引を行い、それにより甲の本取引への影響や業務推進上の弊害があると判断した場合、本協定を解約することができるものとする。

第4条 （本取引の中止、供給の限界）

甲は、本取引の中止または供給の限界を判断した場合、またはその決定の可能性が高い場合、その旨を速やかに乙に対し通告するものとする。

2. 前項により本取引の中止が決定された場合、甲および乙は誠実に協議するとともに、各見込顧客への説明等を協力して行うものとする。

第5条 （契約有効期間）

本協定の有効期間は別表4のとおりとする。

2. 本協定は甲乙からいずれも有効期限の1ヶ月前までに文書による申し入れがない場合、前項の有効期限より自動的に1年延長され、以後も同様とする。
3. 甲は、前項に関わらず、本協定締結後1年を経過した場合は、見込顧客の紹介実績がないことを理由とし、本協定を終了することができるものとする。
4. 本協定期間の満了後も、本協定の有効期間中に紹介を受けた見込顧客については、本協定の各条項が適用されるものとする。

第6条 （販売ツールの取扱）

甲より乙へ提供する本取引に関する全ての販売ツール（販売のためのチラシ、提案書、契約書雛形・見本等をいう）は、乙により内容の変更はできないものとする。

2. 解除、解約または有効期間の満了により本協定が終了した場合は、甲より乙へ提供した販売ツールはすみやかに甲へ返却するものとする。

第7条 （解除）

甲、乙につきの各号の一にでも該当する事由が発生したときは、その相手方は、催告を要しないで通知のみにより、本協定の全部を解除することができ、この解除に伴い被った損害の賠償を請求することができるものとする。

- ① 本協定もしくはこれに附随して締結される契約、またはその他本協定以外の相手方との間の契約の一にでも違反したとき。
- ② 営業を休、廃止し、または解散したとき。
- ③ 強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続その他これらに類する手続の申立てがあったとき。
- ④ 支払いを停止し、または手形、小切手の不渡報告があったとき。
- ⑤ 営業が継続的に不振であるか、または営業の継続が困難であると客観的事実に基づき認定されるとき。

第8条 （機密保持）

甲、乙は、本協定を締結している事実およびその契約内容ならびに本協定に基づいて知り得た機密情報（見込顧客に関する情報を含む）を、開示した当事者（見込顧客に関する情報を開示する場合に限り、開示した当事者および当該見込顧客とする）の事前の同意を得ない限り第三者（甲または乙の役職員、甲または乙の関係会社およびその役職員、本取引にかかる供給エリアを管轄する一般電気事業者を除く）へ開示せず、また本協定の目的以外のために使用しないものとする。

第9条 （特約条項）

甲、乙は、別表5に特約条項を定めたときは、その条項は本協定と一体となり、これを補完または修正することを異議なく承認する。

第10条 （法令順守）

甲、乙が本協定の業務を推進するに際しては、甲、乙は、本取引に関して諸法例が適用される場合、それら諸法令を遵守し、これらに抵触する行為を行わないものとする。

第11条 （変更の届出）

乙は、甲に届け出ている商号、代表者、所在地、電話番号、紹介手数料振込指定金融機関口座に変更が生じた場合には、遅滞なく書面にて変更の届出をするものとする。

第12条 （管轄裁判所）

本協定は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈するものとする。

2. 本協定に関するすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第13条 （未規定事項）

本協定に定めない事項、疑義のある事項については、甲、乙は、信義誠実に則り、協議のうえ決定するものとします。

以上

(別表)

1. 本取引の内容	電力小売										
2. 紹介手数料	1 電気需給契約あたりの紹介手数料は以下のとおりとする。 ただし、甲と見込顧客との交渉の結果、電気料金が以下の紹介手数料金額の支払いが可能な水準ではない場合は、以下の紹介手数料ではなく甲乙別途協議のうえ、設定するものとする。なお、「契約電力」とは電気需給契約締結時の契約電力で判定する。 <table><tr><th>契約電力</th><th>紹介手数料</th></tr><tr><td>50kW 未満</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>50kW 以上 150kW 未満</td><td>50,000 円</td></tr><tr><td>150kW 以上 300kW 未満</td><td>100,000 円</td></tr><tr><td>300kW 以上</td><td>200,000 円</td></tr></table> (消費税・地方消費税は別途)	契約電力	紹介手数料	50kW 未満	10,000 円	50kW 以上 150kW 未満	50,000 円	150kW 以上 300kW 未満	100,000 円	300kW 以上	200,000 円
契約電力	紹介手数料										
50kW 未満	10,000 円										
50kW 以上 150kW 未満	50,000 円										
150kW 以上 300kW 未満	100,000 円										
300kW 以上	200,000 円										
3. 紹介手数料の支払条件	支払期日：見込顧客への電力供給月の翌月 20 日 但し、その日が休業日の場合、翌営業日。 支払方法：乙の指定する銀行預金口座への振込										
4. 契約有効期限	本協定締結日より 1 年間										
5. 特約条項	無し										

印紙不要

紹介手数料請求書

オリックス株式会社

御中

(西暦) 年 月 日

住所

会社名(氏名)

代表者名

弊社は、貴社に紹介した顧客と貴社との間に成立した下記1記載のとおり契約に関して、貴社との約定に従い下記2記載の前提条件を満たした場合、下記3記載のとおり紹介手数料を貴社に請求いたします。なお、下記の振込先預金口座の名義人が弊社と異なる場合は、当該口座名義人へ支払うことを弊社が指図したものととして取扱ってください。この取扱いに関して、弊社は貴社に一切迷惑をおかけしません。また、下記2記載の前提条件を満たさない場合、当該満たさない契約にかかる紹介手数料については、下記3記載の紹介手数料総額から控除してお支払ください。

記

1. 紹介により成立した契約

別表記載のとおり

2. 手数料支払の前提条件

電気需給契約の成立および供給の開始

3. 紹介手数料

紹介手数料総額	金 円 (うち消費税額、地方消費税額: 金 円)
支払期日	年 月 日
支払方法	つぎの銀行預金口座への振込による 銀行 信用金庫 本・支店 信用組合 口座種類: 普通 ・ 当座 口座番号: 口座名義人: (フリガナ)

以 上